

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	国民健康保険特別会計(総務費)	開始年度	
事務事業通番	2	予算名	国民健康保険特別会計
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
事務事業の法的根拠	国民健康保険法		
関係する個別計画	佐久穂町国民健康保険事業計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 5 健康づくり、予防対策の推進
設定した目標	—
主な施策	5-1 健康増進と保健予防

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	国保加入者、国保連合会、電算システム業者
事業概要	<p>①国保事務消耗品、保険証郵送料、レセプト資格確認委託料(国保の資格、番号等の確認 国保電算保守点検委託料(調整交付金システム保守点検委託料、保険証作成保守点検委託料)</p> <p>②国保連への負担金として、平等割、均等割、事業割による一部負担金</p> <p>③納税通知書郵送料、口座振替手数料、国保税業務電算委託料</p> <p>④国保運営協議会(委員報酬、国保新聞)</p> <p>⑤国保制度改正に対応する業務</p>
意図	上記の取組により、資格の適正化による歳出の削減と、国保税率の見直し、収納率の向上による財源確保を図る。(国保特別会計の健全化に努める。)
事業実施の経緯・これまで	<p>国民健康保険制度は、他の医療保険に属さないすべての人を対象とした国民皆保険体制確立の柱として昭和34年に施行され、相互扶助を基本として疾病、けが、出産、死亡の場合に保険給付を行っている。</p> <p>以来、法改正が行われてきたが、大きくは平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)により75歳以上の高齢者は後期高齢者制度に移行し、国民健康保険の対象外となった。平成30年からは県も国保財政の責任主体となり市町村とともに国保を運営する制度改革がなされた。</p> <p>今後は、オンライン資格確認、保険料の県内統一等、国保事業の安定的な運営のための準備を進めていく。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	6,178	6,344	15,971	4,058	6,066	4,596						
財源内訳												
一般財源			10,092									
国県補助金			5,879		3,332	1,408						
その他	6,178	6,344	4,058	4,058	2,734	3,188						
人件費												
職員数(A)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(B)			0.30	0.30	0.30	0.40						
職員数(C)			0.10	0.10	0.10	0.00						
正職員以外			0	0	0	0						
概算人件費	0	0	3,620	3,620	3,620	3,850	0	0	0	0	0	0
総事業費	6,178	6,344	19,591	7,678	9,686	8,446	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	国民健康保険特別会計(保健事業費)	開始年度	
事務事業通番	2	予算名	国民健康保険特別会計
分類区分	ソフト(義務)	枝番	3
事務事業の法的根拠	国民健康保険法		
関係する個別計画	佐久穂町国民健康保険特定健康診査等実施計画・佐久穂町国民健康保険データヘルス計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 5 健康づくり、予防対策の推進
	設定した目標 A-5 国保特定健診受診率
主な施策	5-1 健康増進と保健予防

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	46.7%(H26)	55.0%	50.0%	50.9%	53.3%	53.0%						
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	18,770	16,974	16,857	20,771	20,474	19,775						
財源内訳												
一般財源			5,829	10,182	10,010	5,726						
国県補助金	3,894	3,810	3,825	3,926	3,986	8,307						
その他	14,876	13,164	7,253	6,663	6,478	5,742						
人件費												
職員数(A)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(B)			0.40	0.40	0.40	0.60						
職員数(C)			0.20	0.20	0.20	0.00						
正職員以外			0	0	0	0						
概算人件費	0	0	5,067	5,067	5,067	5,527	0	0	0	0	0	0
総事業費	18,770	16,974	21,924	25,838	25,541	25,302	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	国保加入者、国保連合会、電算システム業者
事業概要	<p>①保健事業 医療費通知、ジェネリック差額通知の発送。ジェネリックカードの配布。</p> <p>②特定健診事業 特定健診受診率：H27年度：49.2%、H28年度：50.5%、H29年度：50.9%、H30年度：53.3%、R1年度：53.0% 特定保健指導実施率：H27年度：32.4%、H28年度：53.1%、H29年度：49.2%、H30年度：38.9%、R1年度：43.2%</p> <p>③医療データに基づく保健事業の推進 第2期データヘルス計画(H30~H35)に基づき、PDCAサイクルに基づく効果的な予防事業を健康福祉課と連携して実施。 健診未受診者対策(健康福祉課と連携)⇒受診勧奨のノウハウを蓄えた業者を活用しての受診率向上。みなし健診の導入。</p>
意図	上記の手段により、住民全体の健康長寿化と、健康管理や医療費節約への意識向上をはかることが期待される。
事業実施の経緯・これまで	<p>保健事業の中核をなす特定健診・特定保健指導は、平成6年の国民健康保険法改正により保険者の努力義務として位置付けられ、平成20年4月施行の高確法に基づき実施されている。国民健康保険法では第6章の第82条で規定されている。</p> <p>保健事業の推進を強化することで、医療費の抑制及び財政基盤の強化につながる事業として位置付けられている。平成26年度からは、国が全医療保険者に対してデータヘルス計画の策定を義務付けており、H29年度に第2期データヘルス計画を作成。保健係と連携しながらPDCAサイクルに基づく保健事業を展開している。</p> <p>特定健診の未受診者対策については、職員による受診勧奨が頭打ちとなっていることから、民間業者のノウハウを取り入れて受診勧奨を行っている。(H29年度から)</p> <p>医療費の抑制効果の高い糖尿病性腎症重症化予防についても新たに取り組む必要があり、保健係との連携や予防事業のとりくみ、推進体制についても再検証が求められる。</p> <p>国保制度改革により、保険者としての実績に応じて財政支援を行う「保険者努力支援制度」が導入され、特に保健事業の中でも特定健診受診率、保健指導終了率、糖尿病性腎症重症化予防対策のウエイトが大きいため対応が求められる。</p>

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	後期高齢者医療特別会計	開始年度	
事務事業通番	12	予算名	後期高齢者医療特別会計
分類区分	ソフト(義務)	補助/単独	補助
事務事業の法的根拠	高齢者の医療の確保に関する法律		
関係する個別計画	長野県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画、保険料収納対策実施計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	119,983	127,565	130,552	136,006	142,816	148,175						
財源内訳												
一般財源	12,129	12,009	11,540	13,271	97,758	101,915						
国県補助金	33,004	32,855	32,994	33,494	0	123						
その他	74,850	82,701	86,018	89,241	45,911	46,137						
人件費												
職員数(A)			0.05	0.05	0.05	0.05						
職員数(B)			0.90	0.90	0.90	0.80						
職員数(C)			0.10	0.10	0.10							
正職員以外			0	0	0							
概算人件費	0	0	8,650	8,650	8,650	7,203	0	0	0	0	0	0
総事業費	119,983	127,565	139,202	144,656	151,466	155,378	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

⑤ 対象	①75歳以上の方 ②65歳以上75歳未満で一定程度の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方) ※生活保護者は除く
事業概要	<p>①一般管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務消耗品 ・電算委託料・備品購入費 <p>②後期高齢者医療保険料の徴収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品(納入通知書・専用封筒等) ・郵送料 ・口座振替手数料等 <p>③広域連合納付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険基盤安定事業負担金の納付(保険料の軽減分 県3/4、町1/4負担を広域連合へ納付) ・広域連合納付金の納付(徴収した保険料を広域連合へ納付)
意図	今後も高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、広域連合と緊密な連携を図りながら、引き続き安定的な制度運営を行う。
事業実施の経緯・これまで	<p>【制度の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年「国民皆保険」達成。昭和48年老人医療費無料化。→老人医療費が急増し、特に国保財源に大きな影響。昭和58年老人保健制度創設。高齢者にも患者負担を設定。被用者保険側の拠出金負担増大等による不満が高まる。 ・昭和58年に創設された老人保健制度に変わり、平成20年度より後期高齢者医療保険制度が始まる。都道府県単位の広域連合が運営し、75歳以上の独立制度として、公費と支援金により社会全体で支えようとするもの。 ・現行制度が存続する間は、広域連合と緊密な連携を図りながら、引き続き安定的な制度運営に努める。

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	住民登録事務(住基・印鑑)	開始年度	
事務事業通番	102310 予算名	戸籍住民基本台帳一般経費	枝番 1
分類区分	ソフト(義務)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	憲法・民法・戸籍法・住基法・番号法・入管法・条例ほか		
関係する個別計画	社会保障・税番号制度(マイナンバー)		

② 総合計画の体系(H29~H38)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 1 住民と行政の協働 設定した目標 -
主な施策	1-1 住民のまちづくり参画

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~H31)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~H32)	H29
活動計画名	

⑤ 対象	・当町に住民記録をされている人 ・住基ネットワークに加入している市区町村の住民
事業概要	・転入、転出、転居等の届出の受理、内容審査、住民基本台帳への記録 ・住民記録(住基ネットワーク関連を含む)・・・住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるため正確に記録をする。 ・印鑑登録・・・印鑑の登録および証明を正確に行う。 ・外国人登録・・・外国人の居住関係および身分関係を正確に登録する。
意図	・住民基本台帳法に基づき、住民記録の適正な管理、居住関係の公証を行う。・マイナンバー制度の開始に伴い、情報連携等のセキュリティに十分配慮し、効率的で、利便性の高い行政サービスの提供に努める。
事業実施の経緯	法令等による義務的経費が主なもの。住民基本台帳法は今までの住民登録法に変わり、昭和42年に施行された。平成14年8月から、全国の市町村において、個人に住民票コードが付番された。各市町村住民基本台帳ネットワーク化で全国共通の本人確認を行うことにより、住民負担の軽減とサービス向上、行政事務の効率化を図る。平成15年8月第2次稼働後住民票の広域交付を行っている。同システムからの情報漏えい等の事故もなく、安定的な運用を行っている。番号法が平成27年10月5日から施行され、個人番号カード交付等関連事務を行っている。平成28年度において電算システム共同化事業を実施した。システム移行により、今まで積み上げてきたデータが統計処理において、正確に反映されなくなった。住民基本台帳法の規定に基づく事務のため妥当である。住民基本台帳事務の電算化により、事務処理の効率化が図られ、証明書等の交付にかかる発行時間の短縮に繋がった。庁舎合併に伴い八千穂福祉センターに出張所を開設した。令和2年度には住基ネットシステム関係のシステム改修をおこなった。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	20,177	47,454	6,154	8,666	6,964	5,829						
財源内訳												
一般財源	13,705	41,348	3,409	2,585	4,558	1,430						
国県補助金	202	163	155	3,754	176	2,231						
その他	6,270	5,943	2,590	2,327	2,230	2,168						
人件費												
職員数(A)			0.10	0.10	0.10	0.10						
職員数(B)			0.80	1.40	1.40	0.40						
職員数(C)			2.00	1.40	1.40	1.80						
正職員以外			2134	1740	1739	2597						
概算人件費	0	0	22,349	23,270	23,269	18,315	0	0	0	0	0	0
総事業費	20,177	47,454	28,503	31,936	30,233	24,144	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

①	事務事業名	戸籍事務電算化事業	開始年度	
	事務事業通番	102310	予算名	戸籍住民基本台帳一般経費
	分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
			補助/単独	単独
	事務事業の法的根拠	憲法・民法・戸籍法・住基法・番号法・墓理法・人口動態調査令・条例ほか		
	関係する個別計画	戸籍副本データ管理システム構築		

②	総合計画の体系(H29~H38)			
	基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり		
	施策	重点施策A 1 住民と行政の協働		
		設定した目標	-	
	主な施策	1-1 住民のまちづくり参画		

③	コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~H31)			
	基本目標	設定した目標 -		
	施策	重要業績評価指標(KPI) -		
	事業名			

④	行財政改革大綱における進捗状況(H26~H32)			H29
	活動計画名			

⑥	目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(H33)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	総合計画	-	-										
	創生戦略												
	基本目標	-	-										
	施策	-	-										

⑦	決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	事業費			12,951	11,487	11,924	20,572						
	財源内訳			9,697	8,358	8,746	11,592						
	一般財源			17	18	18	6,208						
	国県補助金			3,237	3,111	3,160	2,772						
	その他												
	人件費			0.10	0.10	0.10	0.10						
	職員数(A)			0.20	0.60	0.60	0.60						
	職員数(B)			1.00	0.60	0.60	0.60						
	職員数(C)			533	580	579	866						
	正職員以外			0	0	9,374	10,348	10,347	10,679	0	0	0	0
	概算人件費			#VALUE!	#VALUE!	22,325	21,835	22,271	31,251	0	0	0	0
	総事業費												

⑧ 内部取扱事項

--

⑤	対象	・当町に戸籍のある人、あつた人 ・戸籍の届出をした人
	事業概要	・戸籍…日本国籍の証明、氏名の証明、年齢の証明、身分関係、相続関係を証明するため、正確に戸籍の記載をする。 ・埋火葬…墓地の改葬および埋火葬が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共福祉の見地から支障なく行われるため正確に事務を行う。 ・前科登録と犯歴…地域住民の利益および公共の利益のため、町が行う身分証明事務に必要なとする犯罪人名簿の調整に資するため、また公職選挙法に規定する選挙人名簿の調整のため適正に事務を行う。 ・人口動態…人口の動態を調査するため正確に人口動態調査票を作成する。
	意図	・戸籍法や民法に基づき、戸籍の適正な管理、公証を行う。
	事業実施の経緯・こ	民法及び戸籍法に基づく国民個人の身分関係の記録及び公証原簿として、各種データの保存期間の慎重とその管理がさらに重要となっている。戸籍に関する届出を受けると、内容の審査を行い戸籍への記載を行わなければならない。複雑化する戸籍の届出内容や戸籍の記載を戸籍総合システムで行うことによって、受付要件の確認及び正確な戸籍の記載を行うことができる。専門的な知識と正確な事務処理が求められる事務であるため、常に知識を習得している職員が必要である。戸籍の届出には複雑なものもあり、その受理から審査に至るまで慎重且つ適正な処理が求められている。また、平成23年3月11日の東日本大震災による津波被害により宮城県及び岩手県の4市町村の戸籍正本が滅失したことから、遠隔地に設置した戸籍副本データ管理センターに電気通信回路を用いて副本データを送信する『戸籍副本データ管理システム』の構築を平成25年度に行なった。戸籍法第1条および地方自治法第2条第9項第1号に規程する第1号法定受託事務であり、公共関与は妥当である。災害時に備え戸籍副本データ管理システムの稼働により、戸籍データの滅失が避けられるようになった。令和元年11月から佐久定住自立圏において、戸籍システム共同利用を行う。新庁舎開設に伴い八千穂福祉センターに出張所を開設した。

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	住宅新築資金等貸付事業特別会計	開始年度	
事務事業通番	5	予算名	住宅改修資金等貸付事業特別会計
分類区分	ソフト(義務)	補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町住宅新築資金等貸付金未償還者調査検討委員会		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	-										
	施策	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	9,562	9,421	9,082	9,817	7,701	7,386						
財源内訳	一般財源	1,479	1,337	1,145	1,707	317	89					
	国県補助金											
	その他	8,083	8,084	7,937	8,110	7,384	7,297					
人件費	職員数(A)			0.04	0.04	0.04	0.04					
	職員数(B)			0.20	0.20	0.20	0.20					
	職員数(C)											
	正職員以外											
概算人件費	0	0	2,074	2,074	2,074	2,074	0	0	0	0	0	
総事業費	9,562	9,421	11,156	11,891	9,775	9,460	0	0	0	0	0	

(千円)

⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	住宅改修資金等貸付金借受人
事業概要	<p>●住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付を行うことにより、当該地区の環境の整備改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)住宅新築資金(2)住宅改修資金(3)宅地取得資金</p> <p>●貸付事業は、平成8年度に終了し、償還事業が平成31年度まで続く。</p>
意図	●債務者の高齢化・所得の減少・本人の死亡・経済状況の悪化等により、回収は極めて厳しい状況であるが、引き続き訪問などによる納付折衝を継続して行っていくことで、滞納繰越額の減少を目指す。また、現年度のみ未償還者についても引き続きあらたな滞納を発生させないよう訪問徴収等を実施していく。
事業実施の経緯	<p>歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域(同和地区)住民を対象とした事業で、事業は終了しているが、償還終了までの償還業務が残っている。</p> <p>実施主体として町が行うことは貸付制度が政策的なものであり、また個人情報が多く含まれることから妥当であるといえる。貸付事業は終了しているが、償還終了までの償還業務が残っている。当該年度も継続して現年度分の回収行うとともに、滞納者への対策を行ってきたが、償還を促している滞納者は、経済的に厳しく、回収金額を見ると行動に結果が伴わずあまり効率的とはいえない。</p>

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	男女共同参画推進事業	開始年度	
事務事業通番	103130	予算名	男女共同参画推進事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	0
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	男女共同参画社会基本法、佐久穂町男女共同参画計画策定委員会設置要綱		
関係する個別計画	佐久穂町男女共同参画計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	重点施策A 8 人権尊重、男女共同参画の推進 設定した目標 -
主な施策	8-2 男女共同参画の推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	Ⅲ 地域経済創造コミュニティ 地域に根差した「しごと」、「なりわい」の起業や事業育成環境の形成 設定した目標 Ⅲ 新たな事業の起業
施策	Ⅲ-1 地域資源棚卸と地域に根差した事業孵化の仕組みづくり 重要業績評価指標(KPI) Ⅲ-1 地域資源の活用調査及び活用研究数
事業名	Ⅲ-1 (1) 女性の起業セミナー

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	10 男女共同参画事業 B

⑤ 対象	町民、さわやか佐久穂町ネットワーク
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事業は、男女がお互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会実現の醸成をめざす。具体的には、男女共同参画社会実現を設立の目的に掲げる「さわやか佐久穂町ネットワーク」の育成援助と財政的補助をし、「男女共同参画計画」に沿った事業展開を進める。 ● 起業支援、事業孵化
意図	1 住民の男女共同参画意識の向上 2 組織強化と自立 3 行政組織の強化(人権行政全般) 4 男女共同参画セミナーの実施
事業実施の背景・これまで経過	<p>男女共同参画社会の形成を推進していくことは、これからの地域社会に活力を注ぐ有益な手段であるとの認識のもと男女の固定的役割分担意識の改善を目指して活動が展開されてきた。今後においては、啓発方法及び関係機関との連携の見直しと、経年による計画の醸成を要すると思われる。なお、平成27年度行革大綱に基づき補助金を10%減とした。</p> <p>行政指導で啓発活動を推進しても住民意識を変えることは困難なため住民グループ(さわやか佐久穂町ネットワーク)の協力を得て事業を進めた。また、グループ会員によるイベントの運営の補助、寸劇による参加および機関誌の発行により住民意識の向上が図られた。</p> <p>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の成立(H27.8)に伴い、参画計画の推進が、より求められると考える。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	32件(H22-26)	36件(H27-R1)									
	施策	-	2件(H28-R1)									

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	303	300	372	288	288	140						
財源内訳	一般財源	303	300	372	288	288	140					
	国県補助金											
	その他											
人件費	職員数(A)			0.04	0.04	0.04	0.07					
	職員数(B)			0.25	0.25	0.25	0.35					
	職員数(C)						0.09					
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	2,493	2,493	2,493	4,177	0	0	0	0	0
総事業費	303	300	2,865	2,781	2,781	4,317	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	人権啓発一般及び補助金	開始年度	
事務事業通番	103131	予算名	人権同和対策一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
事務事業の法的根拠	佐久穂町補助金等交付規則		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	重点施策A 8 人権尊重、男女共同参画の推進
	設定した目標 A-8 人権講座/分館講座/人権フェスティバル開催数
主な施策	8-1 人権のよう護、人権教育の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	87 部落解放同盟佐久穂町協議会補助金 B

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	6回/3分館/1回	6回/3分館/1回										
創生戦略	基本目標	-	-									
	施策	-	-									

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,561	2,323	1,642	1,380	1,323	1,323						
財源内訳	一般財源	2,561	2,323	1,642	1,380	1,323	1,323					
	国県補助金											
	その他											
人件費	職員数(A)			0.04	0.04	0.04	0.04					
	職員数(B)			0.25	0.25	0.25	0.25					
	職員数(C)											
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	2,493	2,493	2,493	2,493	0	0	0	0	0
総事業費	2,561	2,323	4,135	3,873	3,816	3,816	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	町民・部落解放同盟佐久穂町協議会・町人権擁護委員・町保護司・町更生保護女性会
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●差別のない明るい社会実現のために活動している団体へ補助金の交付(部落解放同盟佐久穂町協議会・町人権擁護委員・町保護司・町更生保護女性会) 部落解放同盟佐久穂町協議会活動事業補助金 H31=971千円、R2=971千円、*現状維持 ●関係団体への負担金及び研修会負担金 佐久人権擁護委員協議会、部落完全解放推進佐久地区実行委員会、信州農村開発史研究所、人権センターながの、人権リーダー養成・部落問題講座、各種会議等 ●各種人権集会等への参加
意図	<ul style="list-style-type: none"> ●一人一人の個人の人権が尊重され、差別や人権侵害のない明るい社会をつくる。 ●人権に関係する団体へ財政的支援を行うことにより、目的達成を目指す。ただし、補助金の交付内容の見直しは、必要に応じて行う。また、随時、人権政策関係の事業展開の見直しを行い、対応する。
事業実施の経緯・こ	<p>部落差別の解消、女性や子どもの人権擁護、高齢者をはじめとする社会的弱者を擁護する意識の養成、障害のある方の社会への完全参加と平等の実現を図るため、関係団体や機関との連携を図りつつ、啓発活動の推進や弱者擁護を目的として4団体が設置されてきた。なお、部落解放同盟佐久穂町協議会補助金については、前年比一割の減額により交付しており、31年度までは了解を得ている。</p> <p>・部落差別の解消の推進に関する法律の成立(H28.12)に伴い、国・県の動向を踏まえた対応が想定される。</p>

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	人権フェスティバル事業	開始年度	
事務事業通番	103131	予算名	人権同和対策一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
事務事業の法的根拠	地域人権啓発活動活性化事業実施要領		
関係する個別計画	佐久穂町男女共同参画計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	重点施策A 8 人権尊重、男女共同参画の推進
	設定した目標 A-8 人権講座/分館講座/人権フェスティバル開催数
主な施策	8-1 人権のよう護、人権教育の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町民
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育を推進していくための基幹事業として位置付けている。 ●人権尊重のまちづくりを推進し町民の人権意識高揚させるために、地域人権啓発活動地方委託金事業を活用して、「人権フェスティバルin佐久穂」を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・合唱(町内活動団体による) ・関係団体による寸劇の発表(男女共同参画について) ・中学生の人権作文の発表 ・人権に関する講演会
意図	●一人一人の個人の人権が尊重され、差別や人権侵害のない明るい社会をつくる。
事業実施の背景・これまで経過	<p>人権尊重のまちづくりを推進していくために、人権啓発の基幹イベントとして、当該イベントを行うことにより、住民の人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る。</p> <p>人権尊重のまちづくりを推進するために、行政が主体的に実施すべき事業であり、例年多くの参加者を得ている。個人の人権意識への啓発は難しいが、人権に関する課題を解消していくために継続して実施しており、アンケート等からも年々人権に対する関心が高くなっている事が伺える。参加者数や内容を考慮しても効率性は高事業であるといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催方法の検討により、事業費の見直しを要すると思われる。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	6回/3分館/1回	6回/3分館/1回										
創生戦略	基本目標	-	-									
	施策	-	-									

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	576	504	787	408	410	4						
財源内訳	一般財源	526	454	737	358	360	4					
	国県補助金	50	50	50	50	50						
	その他											
人件費	職員数(A)			0.04	0.04	0.04	0.01					
	職員数(B)			0.20	0.20	0.20	0.01					
	職員数(C)											
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	2,074	2,074	2,074	183	0	0	0	0	0
総事業費	576	504	2,861	2,482	2,484	187	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	隣保館運営事業	開始年度	
事務事業通番	103140	予算名	隣保館運営一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	0
事務事業の法的根拠	佐久穂町隣保館条例、佐久穂町隣保館条例施工規則		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	重点施策A 8 人権尊重、男女共同参画の推進 設定した目標 -
主な施策	8-1 人権のよう護、人権教育の充実

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	152 隣保館運営事業 B

⑤ 対象	隣保館運営事業
事業概要	<p>①隣保館の維持・管理 ②隣保事業の実施(相談事業・体験事業・学習事業) ③人権フェスティバルへの積極的参加 ④隣保館上部機関が実施する研修への参加</p>
意図	<p>●隣保館を地区公民館に移管する等廃止を含めた検討を要する。 ●隣保事業内容と実施場所の検討を要する。また、同和地区内の事業だけではなく、広く地域住民対象の事業とする方法の検討。 ●隣保事業は福祉の原点であり、目的、内容及び実施方法を再度確認する必要がある。</p>
事業実施の経緯・背景	<p>同和問題をはじめ、様々な人権問題の速やかな解決は行政の責務である。事業数は減少しているが、年齢を越えた地域住民の交流をとおして、人権意識の高揚と良好な地域コミュニティの形成が図られた。しかし、利用形態を及び頻度を考慮すると、コスト面に対する効率性の低迷は否めない。</p> <p>・部落差別の解消の推進に関する法律の成立(H28.12)に伴い、国・県の動向を踏まえた対応が想定される。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	195	221	223	203	225	202						
財源内訳												
一般財源	195	221	223	203	225	202						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)			0.04	0.04	0.04	0.04						
職員数(B)			0.10	0.10	0.10	0.10						
職員数(C)												
正職員以外												
概算人件費	0	0	1,235	1,235	1,235	1,235	0	0	0	0	0	0
総事業費	195	221	1,458	1,438	1,460	1,437	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	東町公衆トイレ維持管理事業	開始年度	
事務事業通番	104130	予算名	生活環境事業
分類区分		枝番	1
事務事業の法的根拠		補助/単独	
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	153 東町公衆トイレ維持管理事業 A

⑤ 対象	東町商店街利用者
事業概要	東町公衆便所の維持管理 ・維持管理を年5万円で地元東町区に委託している。 ・電気代・上下水道代・修繕費等は町が支払いをしている。
意図	東町商店街利用者及び不特定多数の方に、1年をとおして必要な時に気持ち良く利用していただく。
事業実施の経緯・これまで	・平成6年4月から、東町区と年間50,000円の単年度契約で清掃管理業務を委託してきている。 ・平成14年度に水洗化工事を実施している。 ・平成26年度をもって東町区との年間50,000円の清掃管理業務委託廃止。 ・平成27年度まで、電気代、上下水道代、修繕費を町が支払い。 ・平成28年度より施設、費用等については地元管理組合へ移管。(撤去時の費用は町負担) ・平成29年度途中から光熱水費は再び町の負担となった。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	46	0	32	58	54	53						
財源内訳												
一般財源	46	0	32	58	54	53						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)			0.05	0.01	0.01	0.01						
正職員以外												
概算人件費	0	0	724	145	145	145	0	0	0	0	0	0
総事業費	46	0	756	203	199	198	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	水大気保全事業	開始年度	
事務事業通番	104130	予算名	生活環境事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
事務事業の法的根拠	水質汚濁防止法、放射性物質汚染対処特別措置法		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	基本戦略 18 土地利用と自然環境、景観形成
設定した目標	—
主な施策	18-2 自然環境の保全・整備

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	—	—										
創生戦略												
基本目標	—	—										
施策	—	—										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	167	200	220	508	285	290						
財源内訳												
一般財源	167	200	220	508	285	290						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)			0.05	0.01	0.01	0.01						
正職員以外												
概算人件費	0	0	724	145	145	145	0	0	0	0	0	0
総事業費	167	200	944	653	430	435	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	水質・・・町内の主な河川 空間放射線量・・・町内全域の主な地点
事業概要	町内河川の主だった地点24箇所の水質検査を毎年秋に実施し、異常がないか監視している。福島原発事故の影響により、空間放射線量の測定を平成23年度から実施している。平成24年度以降は、平成23年度に購入した専用の機械を使い職員が測定している。
意図	河川水質検査については、毎年、同一箇所・同時期に実施し、水質の異常と早期発見に役立てている。放射線量測定については、セシウム沈着があった地域から町内全域を定期的に測定し、安心安全の確保をしている。
事業実施の経緯・こ	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月の福島原発事故の影響で、当初長野県が町内数箇所の空間放射線量を計測し基準数値内であったが、平成23年9月の航空機モニタリング調査結果により、町の東側県境付近で高い数値の放射線量が計測された。これを契機に、町内の空間放射線量を定期的に随所で計測するため、測定器を購入し測定している。 平成26年度より水質検査22箇所・空間測定検査年2回へ変更。 平成28年度より水質検査24箇所 <p>水質検査・放射線量測定を継続的に実施し、環境の変化を把握し、測定結果等をホームページ、広報等により住民へ周知し、情報提供している。また、放射線量想定は、業者委託せず各課で測定を実施している。</p>

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	狂犬病予防事業	開始年度	
事務事業通番	104130	予算名	生活環境事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	3
事務事業の法的根拠	狂犬病予防法・佐久穂町狂犬病予防法施行細則		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 1 住民と行政の協働
設定した目標	—
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 —
施策	重要業績評価指標(KPI) —
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町内で犬を飼育する者
事業概要	犬の登録、変更、抹消などの手続き及び台帳管理。鑑札、済票の管理。狂犬病予防注射の実施。狂犬病予防注射を年2回(春、秋)町内各地区において獣医師同行で実施している。獣医師会佐久支部に犬の登録台帳管理と狂犬病予防注射を委託し、登録してある犬全頭に対して、通知、督促の送付を行っている。
意図	法律に基づき、毎年狂犬病予防注射を実施するとともに、その実施率を高める。
事業実施の背景・これまででの経過	狂犬病の予防注射率を上げるため、獣医師会と連携し集合注射に出向く体制がとられており、注射率の向上に役立っている。 狂犬病予防法に基づき、集合注射を実施している。実施については、佐久獣医師会へ犬の登録管理、集合注射の通知、獣医師派遣を委託し実施しているため効率性も高い。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	134	116	134	105	125	210						
財源内訳												
一般財源												
国県補助金												
その他	134	116	498	421	416	460						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.05	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)			0.10	0.05	0.05	0.05						
正職員以外												
概算人件費	0	0	1,028	388	388	388	0	0	0	0	0	0
総事業費	134	116	1,162	493	513	598	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	花のまちづくり事業	開始年度	
事務事業通番	104130	予算名	生活環境事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	4
事務事業の法的根拠		補助/単独	単独
関係する個別計画	佐久穂町役場温暖化防止計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 1 住民と行政の協働
	設定した目標 B-18 景観条例の策定
主な施策	18-2 自然環境の保全・整備

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町内の環境保全・環境整備に賛同する行政機関、地区団体
事業概要	町内から環境保全・環境整備、景観づくりに賛同する行政機関、地区団体を募り、花苗の要望をとる。要望に応じて花苗の発注を行い、各団体に苗を無料配布する。各団体は、地域の花壇や沿道に植栽し、地域の仲間づくりや花のまちづくりを推進する。 町では統一品種を設定することにより一体感をもてるようにしたり、公共施設へのグリーンカーテンなども推進し省エネルギーにも貢献している。
意図	地域の住民が花苗の植付けから管理までの活動を通して、自分たちの地域は、主体的に自ら保全整備する精神を養成するとともに、地域の景観保全を促進するほか、地域間・世代間の交流を図ることを目的とする。また、景観形成とともに緑化事業としてCO2の吸収と公共機関における太陽光の遮断植栽(つる性植物)を推進し、地球温暖化対策としての効果を期待する。
事業実施の経緯	旧佐久町・八千穂村において、合併以前から花のまちづくり事業がすすめられ、元気が出る公園で花フェアが開催されるなどしていた。花フェアは廃止されたが、団体への花苗配布を継続している。 平成27年度より花苗配布とは別に団体等で管理できなくなった花壇等の整備を行う。 花のまちづくりを推進することにより、地域の環境整備や景観への意識を高めるとともに、地域活動のや交流、地域の絆づくりに役立っている。また、年度ごとに町内統一品種を設けて事業の一体感を持てるように実施している。苗は1本60円(税別)で購入し、経費のなかで、団体への仕分け、配布までの作業も行うので、効率性は高いと思われる。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	未策定(H28)	策定										
創生戦略	基本目標	-	-									
	施策	-	-									

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,808	2,362	2,380	2,386	1,936	1,987						
財源内訳	一般財源	1,808	2,362	2,380	2,386	1,936	1,987					
	国県補助金											
	その他											
人件費	職員数(A)											
	職員数(B)			0.10	0.10	0.10	0.05					
	職員数(C)			0.05	0.05	0.05	0.10					
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	1,143	1,143	1,143	1,028	0	0	0	0	0
総事業費	1,808	2,362	3,523	3,529	3,079	3,015	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	ごみステーション建設補助金	開始年度	
事務事業通番	104210 予算名	清掃総務費	枝番 1
分類区分	建設・整備		補助/単独 単独
事務事業の法的根拠	佐久穂町ごみステーション建設事業補助金交付要綱		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	基本戦略 16 社会インフラの維持管理 設定した目標 -
主な施策	19-1 ごみの減量化、リサイクル推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	区や常会が建設するごみステーション
事業概要	ごみ収集箇所周辺の清潔を保持することを目的に建設するごみステーションに対して、建設に要した経費の3分の1(限度額20万円)を補助する。補助制度については、毎年、区長会で説明し周知している。
意図	ごみステーション建設を補助することにより、ごみ収集箇所周辺の環境美化、正しい分別及び排出の推進、資源ごみの保護等に役立てる。
事業実施の背景・これまで	<p>周辺環境の美化、資源ごみの保護のため合併時より1/3補助、上限200,000円としている。 ・平成28年度より予算については、補正計上対応とする。</p> <p>ごみステーションの整備は、区や常会の環境整備のため必要な補助金であり、設置したステーションでは、動物等にごみを荒らされることが無くなる効果等がある。また、立地条件等により設置が不可能な区や常会もある。 補助金については、地元にも負担してもらうことで、ごみへの意識も高まる効果もある。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	116	132	131	200	0	0						
財源内訳												
一般財源	116	132	131	200	0	0						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.02	0.01								
職員数(C)			0.05	0.02								
正職員以外												
概算人件費	0	0	472	206	0	0	0	0	0	0	0	0
総事業費	116	132	603	406	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	不法投棄監視事業	開始年度	
事務事業通番	104210 予算名	清掃総務費	枝番 2
分類区分	ソフト(義務)		補助/単独 単独
事務事業の法的根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、佐久穂町不法投棄監視連絡員設置要綱		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	重点施策A 1 住民と行政の協働 設定した目標 -
主な施策	19-2 環境美化活動の推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町内全域の不法投棄
事業概要	不法投棄管理連絡員を地区ごとに8名任命し、不法投棄の監視・防止・早期発見に取り組んでいる。不法投棄管理連絡員が、町内の不法投棄されそうな箇所を定期的(月2回程度)に見回ることにより、不法投棄物の早期発見・早期対応に役立て、更なる不法投棄を呼ぶことがないようにしている。また、不法投棄者が特定できるようなケースは、投棄者本人に確認をし指導するとともに、悪質な場合は積極的に警察に通報するようにしている。
意図	パトロール体制を整えることにより、不法投棄の抑止効果を高め、不法投棄のない町づくりを目指す。
事業実施の経緯・これまで	合併時より8名体制でパトロールしている。 不法投棄の早期発見とともに、パトロール体制を整えることにより、不法投棄の抑止効果が期待できる。報酬は月5,000円で月4~6時間程度の活動を想定すると、交通費、車両代込で1,250円~800円程度なので効率性は高いと思われる。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	-										
	施策	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	480	480	480	480	480	480						
財源内訳	一般財源	480	480	480	480	480						
	国県補助金											
	その他											
人件費	職員数(A)											
	職員数(B)			0.05	0.05	0.05	0.05					
	職員数(C)			0.05	0.05	0.05	0.05					
	正職員以外											
	概算人件費	0	0	724	724	724	724	0	0	0	0	0
総事業費	480	480	1,204	1,204	1,204	1,204	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	塵芥処理事業	開始年度	
事務事業通番	104220	予算名	塵芥処理事業
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、佐久穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・条例施行規則		
関係する個別計画	佐久穂町一般廃棄物処理計画		

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	基本戦略 安全、安心、快適なまちづくり
施策	基本戦略 19 循環型社会の推進
	設定した目標 B-19 住民1人1日あたりのごみの排出量
主な施策	19-1 ごみの減量化、リサイクル推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	39 塵芥処理事業 A

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	558g/1人日	549g/1人日	535g/1人日									
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	134,692	121,683	128,817	128,576	126,760	125,061						
財源内訳												
一般財源	103,273	98,620	100,601	101,140	100,844	100,300						
国県補助金												
その他	32,057	23,063	28,216	27,436	25,916	24,761						
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			1.00	1.10	1.10	0.15						
職員数(C)			0.20	0.20	0.20	1.25						
正職員以外			2050.5	2043.6	2043.6	1860						
概算人件費	0	0	11,980	12,810	12,810	11,024	0	0	0	0	0	0
総事業費	134,692	121,683	140,797	141,386	139,570	136,085	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

⑤ 対象	町民・町内事業者が排出する一般廃棄物。
事業概要	町内一般家庭と事業者(大量排出者を除く)の排出する一般廃棄物について、町委託収集運搬業者による収集運搬を行っている。 可燃ごみについては、小諸市のイーステージで焼却し、中野市、野沢温泉村で焼却灰、不燃残渣の埋め立てを行っている。 容器包装プラスチック、ビン、白トレイについては、容器包装リサイクル協会を通しての再商品化を行っている。 缶、不燃ごみ、その他プラスチック、布革、危険ごみについては、処理を民間業者に委託し、再商品化を図っている。清掃センターでは、有価物の選別・解体、缶のプレスなども行う。平成26年度途中から、小型家電製品のリサイクルにも取り組んでいる。
意図	可燃ごみ・容器包装プラスチックについては、例年通り委託で処理する。 資源ごみについては、清掃センターで中間処理をする中で、できる限りリサイクル量を増やしてリサイクル率を向上し、地球環境にやさしい廃棄物処理を目指していく。
事業実施の経緯・こ	清掃センターでの焼却が廃止されてから、焼却は小諸市、焼却灰と不燃残渣は中野市・野沢温泉村に受け入れてもらっている。佐久穂町におけるごみ処理責任についても検討が必要である。 平成27年より事業系ごみ袋も販売価格を31組目より倍額での販売とした。 ・平成27年度に空き缶選別プレス機購入 一般廃棄物の処理については市町村の責務であり、それに基づき収集、運搬、処分を実施している。ごみの正しい分別、減量化に取り組むことによりごみ処理量を減らすようにする。 社会経済情勢の変化により、歳入・歳出の変化あり。

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	指定ごみ袋共同購入事業	開始年度	
事務事業通番	104220	予算名	塵芥処理事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	2
事務事業の法的根拠		補助/単独	単独
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
施策	基本戦略 19 循環型社会の推進
	設定した目標 -
主な施策	19-1 ごみの減量化、リサイクル推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	ごみ袋の共同購入を希望する区、常会
事業概要	生活環境委員が区、常会内でごみ袋共同購入の希望を取りまとめ、町ではごみ袋を生活環境委員へ配布する。生活環境委員はごみ袋の配布と集金を行う。町は、1袋300円で販売するが1袋50円を販売報酬として区、常会に支払う。
意図	店舗購入すれば、1袋300円かかり、50円が販売店舗の手数料となる。共同購入すれば、区や常会に50円入る仕組みになっており、区や常会の財源とすることができる。(町の収支としては1袋250円でどちらも変わらない) 家庭で日常的に必要な町指定ごみ袋を常会をとおして販売する住民サービスでもあり、特に、車のない住民や高齢者の方々にとっては、ごみ袋購入の手間が省け助かっていると思われる。毎年行っている事業なので、共同購入をあてにしている住民も多い。併せて、ごみの正しい分別を認識してもらい、ごみに関心を持ってもらう良い機会でもある。
事業実施の背景・これまで経過	合併時より住民サービスの一環として継続してきている。 販売店へ行けない交通弱者等へも常会を通してごみ袋の購入もでき、ごみの正しい分別への関心をもってもらいよい機会でもある。毎年実施している事業なので、共同購入をあてにしている住民も多いと思われる。全体の販売数の25%が常会による共同購入なので効率は概ね高いと思われる。

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	638	585	591	582	560	624						
財源内訳												
一般財源	638	585	591	582	560	624						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)												
職員数(B)			0.02	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)			0.10	0.05	0.05	0.05						
正職員以外												
概算人件費	0	0	776	388	388	388	0	0	0	0	0	0
総事業費	638	585	1,367	970	948	1,012	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	障がい者循環型社会推進支援事業	開始年度	H27
事務事業通番	104220	予算名	塵芥処理事業
分類区分	ソフト(任意)	枝番	3
事務事業の法的根拠		補助/単独	単独
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	重点施策C 地域に根差した活力ある産業のまちづくり
施策	重点施策C 15 地域資源を活かした仕事の創出
	設定した目標 -
主な施策	19-1 ごみの減量化、リサイクル推進

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	I 地域コミュニティ「住み続けたい」という意思を尊重しすべての既存集落における居住機能を担保
	設定した目標 I 住民の居住地区満足度-集落別/全体平均
施策	I-2 地域コミュニティによるケア体制の強化
	重要業績評価指標(KPI) I-2 障がい者一般就労への移行者数
事業名	I-2 (3)障がい者3R活動応援事業

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	町内障害者福祉施設
事業概要	清掃センターで処理をしていたライター類の解体・トレイ類の不適合物の選別処理を委託する。
意図	障害者施設の皆さんに作業をしてもらい循環型社会の推進への支援をすることで、施設の収入源も確保したい。障がいがあっても仕事を通じて地域とのつながりを持ち、やりがいや生きがいを持つための仕組みづくりを支援する。
事業実施の背景・これまで経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度ライター類解体分別委託 平成28年度白色トレイ類の不適合物選別処理委託 <p>作業を委託することで循環型社会の理解もしてもらい、仕事のやりがいを持ってもらうことへの障がい者支援にもつながっていると思われる。</p>

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	別冊資料参照/65.1%	過半数の集落で増加/基準値以上									
	施策	3人(H22-26)	5人(H27-R1)									

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費		169	125	128	131	253						
財源内訳		169	125	128	131	253						
	一般財源											
	国県補助金											
	その他											
人件費												
	職員数(A)											
	職員数(B)			0.02	0.01	0.01	0.01					
	職員数(C)			0.05	0.01	0.01	0.01					
	正職員以外						30					
	概算人件費	0	0	472	145	145	180	0	0	0	0	0
総事業費	#VALUE!	169	597	273	276	433	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	国保税賦課業務	開始年度	S33
事務事業通番	2	予算名	国民健康保険特別会計
分類区分	ソフト(義務)	枝番	4
事務事業の法的根拠	地方税法・佐久穂町国民健康保険税条例ほか	補助/単独	単独
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)		
基本構想		
施策	設定した目標	—
主な施策		

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)		
基本目標	設定した目標	—
施策	重要業績評価指標(KPI)	—
事業名		

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	2,602	2,372	96	84	79	78						
財源内訳												
一般財源	2,602	2,372	96	84	79	78						
国県補助金												
その他												
人件費												
職員数(A)			0.01	0.01	0.01	0.01						
職員数(B)			0.02	0.02	0.02	0.02						
職員数(C)			0.60	0.60	0.60	0.60						
正職員以外			200	200	0	0						
概算人件費	0	0	4,151	4,151	3,919	3,919	0	0	0	0	0	0
総事業費	2,602	2,372	4,247	4,235	3,998	3,997	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

⑤ 対象	国民健康保険加入者
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の賦課業務の実施 国民健康保険年度途中加入者への国民健康保険税随時賦課業務の実施 国民健康保険税賦課業務に係る申告の促進を実施
意図	国民健康保険会計の独立採算の観点から国民健康保険税の賦課業務を行います。
事業実施の経緯・こ	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法等の法令に準じて実施している事業。 国民皆保険の目的により、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)の施行により現在に至っています。 平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となっています。県が責任主体となり持続可能な財政運営や効率的な事業の実施など、中心的な役割を担い制度の安定化を推進するため、納付金制度が導入されました。

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	町税賦課業務	開始年度	S25
事務事業通番	102210	予算名	賦課徴収一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	1
事務事業の法的根拠	地方税法・佐久穂町税条例・佐久穂町税に関する規則ほか		
関係する個別計画			

R1

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 ー
施策	重要業績評価指標(KPI) ー
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	41,040	45,564	20,713	15,544	19,483	15,884						
財源内訳												
一般財源	15,228	19,977			638							
国県補助金	25,812	24,844	19,315	14,810	17,865	15,884						
その他		743	1,398	1,248	979							
人件費												
職員数(A)			0.05	0.05	0.03	0.05						
職員数(B)			0.50	0.40	1.70	1.80						
職員数(C)			2.00	2.05	1.20	1.20						
正職員以外			600	1225	250	206						
概算人件費	0	0	17,558	17,749	22,145	23,131	0	0	0	0	0	0
総事業費	41,040	45,564	38,271	33,293	41,628	39,015	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

⑤ 対象	納税義務者(個人・法人)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の賦課業務の実施(個人住民税・家屋敷課税等) ・法人住民税の賦課・法人住民税の台帳整備 ・固定資産税の賦課業務の実施(土地・家屋・償却資産等) ・土地・家屋の台帳等整備 ・軽自動車税の賦課 ・たばこ税の報告受付
意図	公平・公正な課税を実施します。
事業実施までの経過・これ	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税は普通徴収と特別徴収に区分されており、県民税と合わせて徴収しています。 ・法人町民税について平成27年4月以降は条例改正により制限税率を適用しています。制限税率は14.7%(標準税率12.3%)。平成27年9月以降は地方税法の改正により制限税率12.1%(標準税率9.7%)。令和元年10月からは同法の改正による制限税率8.4%(標準税率6.0%)となっています。 ・固定資産税について、平成27年度から都市計画制度が導入された事に伴い、その他の宅地評価法(状況類似地区)から市街地宅地評価法(路線価方式)へ平成30年度から評価方法を変更した。 ・軽自動車税は税率改正により平成28年度から初年度登録から13年経過すると重課税が適用されています。また令和元年10月から自動車取得税が環境性能割と変更されました。

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	町税収納業務	開始年度	S25
事務事業通番	102210	予算名	賦課徴収一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	2
事務事業の法的根拠	地方税法・佐久穂町税条例・佐久穂町税に関する規則ほか		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29～R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27～R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26～R2)	R2
活動計画名	128 町税の収納業務
	A

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費	1,641	3,182	1,743	2,051	3,381	1,997						
財源内訳												
一般財源	1,641	1,346			3,381							
国県補助金		1,836	1,743	2,051		1,901						
その他						96						
人件費												
職員数(A)			0.05	0.05	0.03	0.03						
職員数(B)			0.30	0.20	0.70	0.70						
職員数(C)			1.80	1.68	1.30	1.30						
正職員以外			400	300								
概算人件費	0	0	14,432	12,747	14,080	14,080	0	0	0	0	0	0
総事業費	1,641	3,182	16,175	14,798	17,461	16,077	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	納税義務者
事業概要	<p>納税の窓口を広げ(口座振替・現金納付(役場・金融機関窓口・コンビニ収納)自主納税を促します。事情により納税が困難な場合は納税誓約など分納等を進めています。また、納税誓約不履行の場合は長野県地方税滞納整理機構への移管や長野県東信県税事務所との連携徴収、滞納処分により滞納整理を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 督促状の発行(税目、期別毎に1回)、催告書の発行(年3回) 納税相談の実施(随時)、分納誓約書の徴収(随時) 臨戸徴収(随時、強化月間一斉徴収(5、8、12月 ※年度により変動有)) 長野県地方税滞納整理機構への移管 長野県東信県税事務所と連携(県徴税吏員による徴収依頼や併任徴収の実施) 差押(随時)・財産調査(随時)・交付要求(随時)
意図	<p>納期限内納税を推進。 納期限内納入のない場合は、書類の送付や訪問、納税相談を実施します。公平・公正な観点から必要に応じて長野県東信県税事務所との連携徴収や、高額滞納者の場合は長野県地方税滞納整理機構に移管することで収納率をあげていきます。</p>
事業実施の背景・経過	<ul style="list-style-type: none"> 税業務については、形を変えながら実施されてきましたが、現在の業務の基となったのは地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)の施行からです。 平成19年度の地方への税源移譲により個人住民税が約2倍の税率となりました。(所得税約2分の1) 平成28年度から軽自動車税の重課税が適用されました。 その他、相続人不明や未相続の固定資産が増えています。 <p>地方税法等の法令に準じて実施している事業。 地方税法に代表される各種法令に基づき、他の業務とは性質を異にする事業。 効率性においては、賦課事務同様、基幹系システムの共同化により、データ確認及び修正等の事務処理に以前のシステムより概ね2倍の時間を要し、負担増となっています。</p>

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	固定資産評価審査委員会運営事業	開始年度	
事務事業通番	102210	予算名	賦課徴収一般経費
分類区分	ソフト(義務)	枝番	3
		補助/単独	単独
事務事業の法的根拠	地方税法・佐久穂町税条例・佐久穂町固定資産評価審査委員会条例ほか		
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標 -
施策	重要業績評価指標(KPI) -
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑤ 対象	納税者
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 3名(任期3年) ・定例委員会 年1回開催 ・固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査申出があったときは、審査申出に対して審査決定 ・固定資産評価に関する研修会への参加
意図	独立した合議制の機関で慎重に審査決定することにより、適正かつ公平な価格の決定を保障するため
事業実施の経緯・これまで	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第423条第1項の規定により、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとされている。 ・ここ10年間の審査申出は2件(H23:1件、H26:1件)でいずれも棄却

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略												
基本目標	-	-										
施策	-	-										

(千円)

⑦ 決算額の推移	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費		15	31	0	25	15						
財源内訳												
一般財源		15	31	0	25							
国県補助金												
その他						15						
人件費												
職員数(A)			0.01	0.00	0.00	0.00						
職員数(B)			0.01	0.01	0.01	0.01						
職員数(C)			0.02	0.01	0.01	0.01						
正職員以外												
概算人件費	0	0	305	145	145	145	0	0	0	0	0	0
総事業費	#VALUE!	15	336	145	170	160	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項

--

事務事業シート_基礎シート

① 事務事業名	郷土と家族のつながりを再考する租税教育	開始年度	H28
事務事業通番	102210	予算名	賦課徴収一般経費
分類区分	ソフト(任意)	枝番	5
事務事業の法的根拠		補助/単独	単独
関係する個別計画			

② 総合計画の体系(H29~R8)	
基本構想	
施策	設定した目標 -
主な施策	

③ コミュニティ創生戦略の位置づけ(H27~R1)	
基本目標	設定した目標
施策	重要業績評価指標(KPI)
事業名	

④ 行財政改革大綱における進捗状況(H26~R2)	R2
活動計画名	

⑥ 目標の達成状況	基準値(H27)	目標値(R3)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	-	-										
創生戦略	基本目標	#N/A	#N/A									
	施策	#N/A	#N/A	82人	89人	92人						

⑦ 決算額の推移		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業費						0	0						
財源内訳	一般財源												
	国県補助金												
	その他												
人件費	職員数(A)												
	職員数(B)			0.01	0.01	0.01	0.01						
	職員数(C)			0.03	0.03	0.03	0.03						
	正職員以外 概算人件費	0	0	266	266	266	266	0	0	0	0	0	0
総事業費		#VALUE!	#VALUE!	266	266	266	266	0	0	0	0	0	0

⑧ 内部取扱事項	
----------	--

⑤ 対象	佐久穂小学校 6年生
事業概要	次代を担う児童に税の大切さを理解してもらうため、平成28年度以降毎年実施している。 対象 佐久穂小6年生 時期 毎年度秋頃(授業の進捗状況に合わせて担任の教諭と調整)
意図	次代を担う児童等が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという意識を育てることを目的に、租税教育の充実を図ります。
事業実施の経緯・こ	平成23年度税制改正大綱において「租税教育の充実」が掲げられ、これに伴い学校教育における「租税教育の充実」について通知がなされています。係では租税教育を実施するため、職員研修に参加し、平成28年度以降は毎年実施しています。 次代を担う児童に税の大切さを理解してもらうため、町税務職員が講師となり租税教育を実施。町や学校でどのように税金が使われているか、身近なものをテーマにし児童に分かりやすい租税教室を展開しています。